

# 地域未来投資促進法に関連する支援措置

## ① 予算による支援措置

### ○地域未来投資促進事業（令和2年度予算案：142.7億円）

- 1) 総合的にイノベーション支援（地域企業イノベーション支援）
- 2) ものづくり技術・サービスモデルの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

### ○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（令和2年度予算案：10.1億円）

- ・「地域経済牽引型」を設け、複数の中小企業・小規模事業者等が、共同で地域未来投資促進法の計画承認を受け、連携して行う事業における設備投資を支援

### ○地域イノベーション基盤整備事業（令和元年度補正予算：5.5億円）

- ・地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助

※その他補助金等の加点措置が出てくる可能性あり（各補助金等の公募条件参照）。

## ② 税制による支援措置

### ○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
  - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除（上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除）
  - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

### ○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

## ③ 金融による支援措置

### ○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

## ④ 情報に関する支援措置

### ○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

## ⑤ 規制の特例措置等

### ○工場立地法の緑地面積率の緩和

- 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案制度